

## 第1 政党その他の政治団体等の役割

民主主義は、国民主権の原理の上に成り立つ。しかし、実際には国民各人が直接に国家意思の決定に参加するのではなく、議会政治の形で国政が行わるのである。この議会政治に必然的に現われてくるのが政党で、この政党を考えることなしには、現代の民主主義政治体制を理解することはできない。

ところで、代表制民主政治の下における政党の機能は、まず、世論を組織化して綱領政策を決定しその実現を図ることによって、国民の支持の獲得と党组织への加入を図り、政党を通じて政治社会の構成員たる自覚を高めることがある。すなわち、絶えず党の機關紙その他マスコミの利用によってその主張の普及宣伝に努め、その活動状況を広く国民に報告するとともに、綱領政策を示してその浸透を図り、さまざまな意見、考え方からなる世論に秩序と統一をもたらし、これを国政に反映することである。重要な政治上の問題の生じた際には、これに対して国民が容易に意見を表明し、態度を決定することができるよう指導する役割を果さなければならない。

また、選挙に際しては、特に詳細にわたって当面の政治、経済、社会その他諸般の問題についての党の立場を明らかにし、より多くの所属候補者の当選を可能にし、政権獲得への努力が払われるべきであろう。特に、候補者選定の問題は、単に政党のみならず、一般選挙人にとっても極めて重要な問題であつて、政党が有能な候補者を選定して国民の前に示さない限り、選挙人が有能な代表者を選出することは現実に不可能なのである。

## 第2 公職選挙法上の政治活動の意義

### 1 公職選挙法上の政党その他の政治活動を行う団体とは

(1) 政党その他の政治活動を行う団体とは、政治上の主義施策を掲げて政治活動を行い、公職の候補者の推薦支持等をする団体である。

公選法第一四章の三の規定は、選挙時において「政党その他の政治活動を行う団体」の政治活動を規制するところに、その一方で一定の要件を充足する「政党その他の政治団体」が、一定の政治活動及び選挙運動を行うことを認めている。

まず、「政党その他の政治活動を行う団体」については、公選法上、その意義に関する明文の規定はないが、「政党」とは「政治活動を行う団体」の例示であつて、両者を区別せず、「政党その他の政治活動を行う団体」として包括的にとらえている。この「政党その他の政治活動を行う団体」とは、「政治活動」を行う団体をすべて含み、規正法第三条第一項に規定する政治団体のみならず、副次的に政治目的を有するような経済団体、労働団体、文化団体等をも含むものである。一方、公選法第一四章の三において選挙時に確認団体となつて一定の政治活動及び選挙運動を行うことが認められる「政党その他の政治団体」についてであるが、「政党」は前述のごとく「政治団体」の例示であり、「政党その他の政治団体」として包括的にとらえている。これは、政治活動を主たる活動として組織的、継続的に行う団体を指すものと考えてよく、この点について考えるにあたつては規正法の規定が参考となる。すなわち同法第三条第一項は政治団体について次のように規定している。

① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

② 特定の公職の候補者（公選法第八六条の規定により候補者として届出があつた者、同法第八六条の二若しくは同法第八六条の三の規定による届出により候補者となつた者又は同法第八六条の四の規定により候補者として届出があつた者をいい、当該候補者となろうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む。以下同じ。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

③ ①又は②の団体のほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

公選法上の「政党その他の政治団体」とは、この規正法上の政治団体の概念があつてはまると考へてよい。なお、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することあるいは特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体であつてもこれを従たる活動として行う団体やこれらの活動を主たる活動として行つても、それが非組織的であつたり、一時的であつたりする団体は、「政治団体」には含まれないが、前述の「政治活動を行う団体」には含まれるものである。

## (2) 政治資金規正法による届出の有無を問わないものである

規正法では、政党その他の政治団体が結成されたときは七日以内に都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出ることとされている。  
規正法による届出をした政党その他の政治団体は、当然に公選法上、政治活動を行う団体として、選挙における政治活動について規制を受けることとなる。

また、規正法上の政治団体であつても形式的に届出をしていない団体や、副次的に政治目的を有するような経済団体、労働団体、文化団体等、規正法上の政治団体以外の政治活動を行う団体も、公選法上は、「政党その他の政治活動を行う団体」として選挙における政治活動について規制を受ける。

## 2 公職選挙法上の政治活動の意義

### (1) 公職選挙法では選挙運動と政治活動とを理論的に区別している

政治活動についても公選法は何ら定義を設けていないが、抽象的には、政治活動とは、政治上の目的をもつて行われる一切の活動、すなわち、政治上の主義施策を推進し、支持し若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為を総称するものであるということができる。したがつて、これら一切の行為の中には特定の候補者の推薦、支持等その当選を図るために行う選挙運動にわたる活動をも含むものと解される。

しかしながら、選挙運動にわたる政治活動は、公選法においては政治活動としてではなく、選挙運動としての規制を受けることとされており、選挙運動と政治活動が区別されている。このため、公選法上の政治活動とは政治上の目的をもつて行われる諸行為の中から、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為と解さなければならぬ。

### (2) 政党の選挙活動は、公職選挙法上の選挙運動としての規制を受ける

政党等が発達し、議会政治即政党政治ともいい得る今日において、選挙に際して政党がその党勢拡張、政策の普及宣伝等の政治活動を平素にも倍加して活発に行なうことは、政党が窮屈においては選挙に勝利を占め、多数党として政権を獲得して、その政治上の主義施策の実現を図るための団体である以上、極めて当然である。したがつて、政党等が選挙において衆議院小選挙区選出議員の選挙における届出候補者、比例代表選出議員の選挙における名簿登載者又は各選挙における所属候補者の当選を図るために行う選挙活動は、政党本来の目的実現のための最も重要な活動であるといわねばならない。

しかしながら、他面、選挙の自由と公正を確保するためには、政党その他の政治団体がその所属候補者の当選を図るために行う活動といえども、それが選挙運動にわたるとときは、公選法上選挙運動を行うことを認められた場合を除いて同法第一三章の規定による選挙運動としての規制を受けることになる。

なお、政治上の目的をもつてなされた行為であるかどうか等は、具体的に個々の行為について、その態様すなわち時期、場所、方法等について総合的にその実態を観察し、実質に応じて判断されなければならない。

### 3 平時においての政治活動はどうか

公選法上の政治活動の意義は、さきに述べたとおり、政党等の行う政治上の目的をもつて行われる諸行為の中から選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為である。選挙のない平時であっても、選挙運動にわたる行為は、公選法の選挙運動に関する規定の制約を受けることは当然である。選挙が行われていない時期に政党等が、選挙運動にわたらない政治活動を行うことは、公選法第一四章の二及び第一四章の三（以下「政治活動編」という。）の制限はないのであるが、後援団体（公選法第一九九条の五第一項に規定する後援団体をいう。以下同じ。）の文書図画の掲示、あいさつを目的とする有料広告及び寄附等の禁止については、公選法第一三章（以下「選挙運動編」という。）において次のような制限がある。なお、「後援団体」とは、その団体の行う政治活動のうちの主たる部分が、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となるうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又はこれらの者を推薦し、若しくは支持することである政党その他の団体又はその支部をいう。

#### (1) 後援団体の政治活動用文書図画の掲示の制限（公選法第一四三条第一六項～第一九項）

##### ① 掲示を規制される文書図画

掲示を規制されるのは、後援団体の政治活動のために使用されるその後援団体の名称を表示する文書図画で次の②に掲げるもの以外のものである。

##### ② 掲示禁止の対象とはならない文書図画

ただし、それらのものは禁止の対象外というにとどまり、積極的に使用を認められたものではないので、その内容及び掲示の具体的な態様によっては選挙運動編の規制を受けることがある。

**ア 立札・看板の類は**

**(ア) 揭示が許されるものは**

立札・看板の類のうち後援団体事務所において通じて二枚以内掲示されるものは、(イ)から(エ)に述べるような制限の下に掲示することができる。

**(イ) 枚数の制限は**

一つの後援団体事務所においては通じて二枚以内であるが、総数は同一の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて次の範囲内に限られる。

選挙の種類	公職の候補者等一人が掲示できる立札・看板の類の数	後援団体が掲示できる立札・看板の類の数（同一の公職の候補者等に係る後援団体が二以上あるときはそのすべてを通じて次の数以内）
参議院（比例代表選出）議員	一〇〇 （ただし、一都道府県の区域内においては次のn以内）	一二二十二× $\left(\frac{x-2}{2}\dots n\right)$
参議院（選挙区選出）議員	一五〇 （ただし、一都道府県の区域においては次のn以内）	一八十三× $\left(\frac{x-2}{2}\dots n\right)$

**(注)** 1  $x$ とは、当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数をいう。

2 各計算式におけるかつこ内は小数点以下端数切捨て。

**(ウ) 立札・看板の類の規格は**

掲示することのできる立札・看板の類の規格は、縦一五〇センチメートル、横四〇センチメートル以内とされている。この規格には、字句の記載される部分のみではなく、その下に足がついている等の場合は、その足の部分等も含まれる。

**(エ) 掲示のための手続きは**